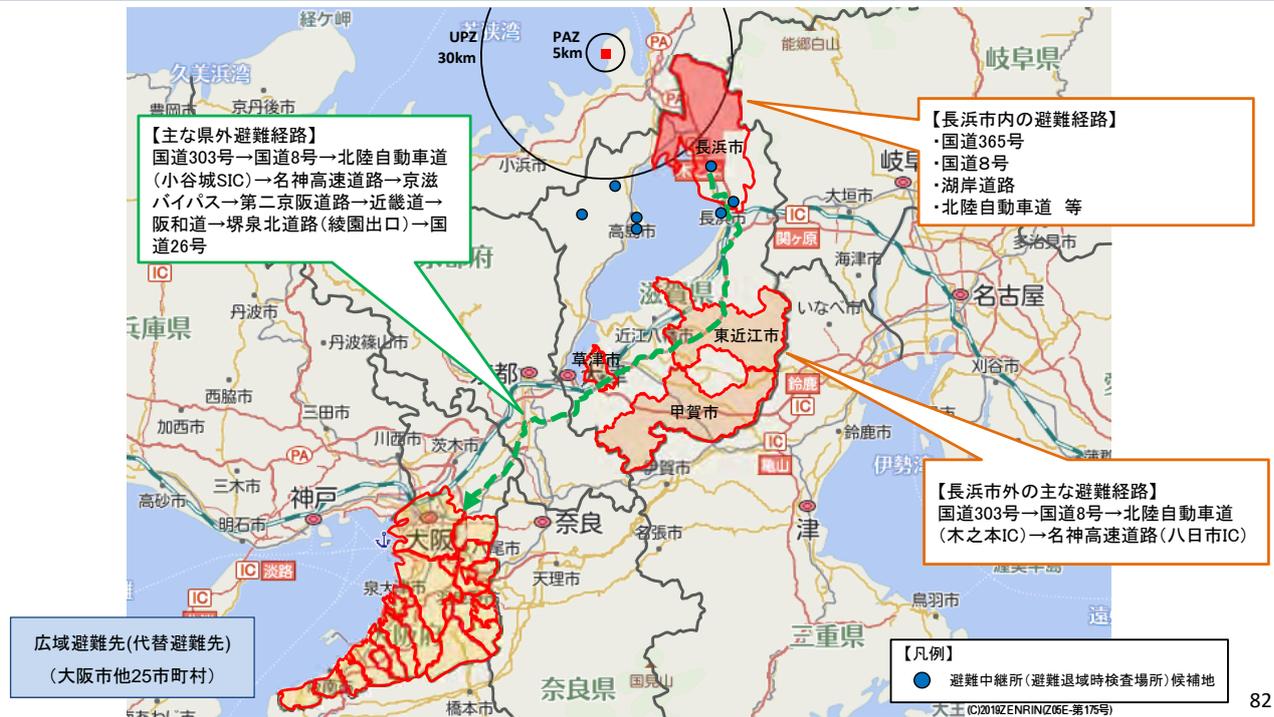
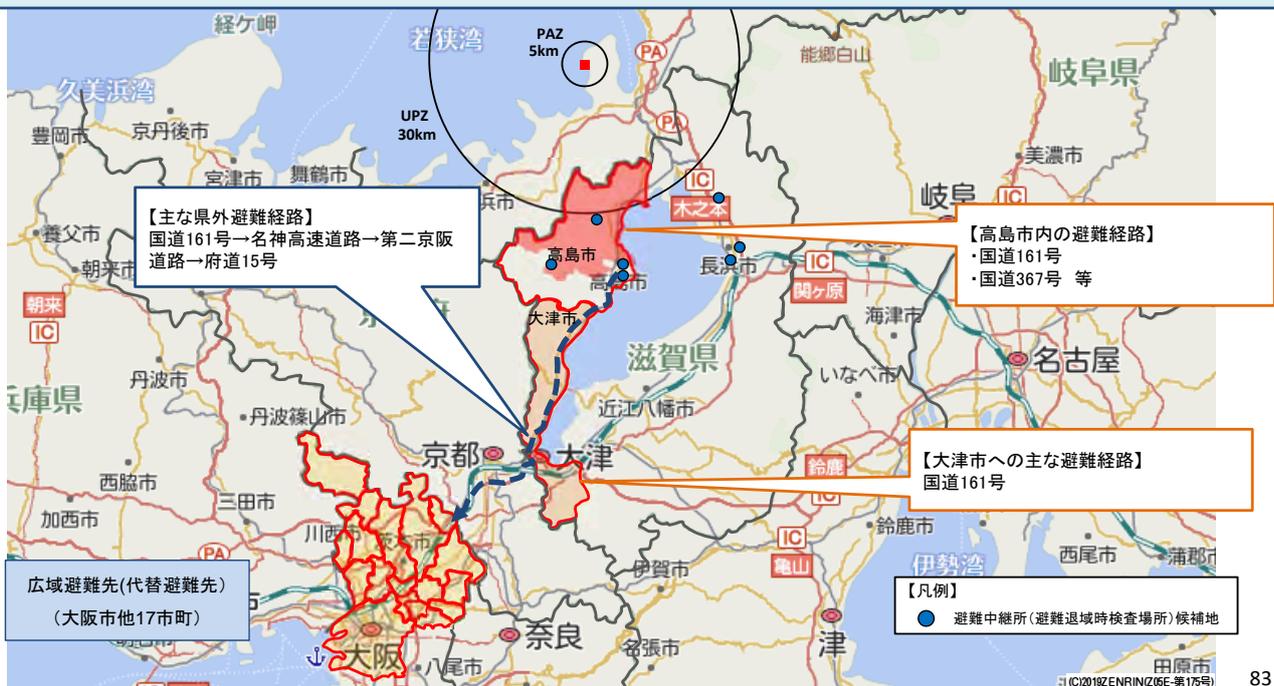


- 滋賀県及び長浜市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 長浜市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。



- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。



# 自然災害等により孤立した場合の対応（滋賀県）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- 長浜市内・高島市内のUPZにおいて自然災害の発生等により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 家屋で屋内退避ができない場合は、一時集合場所や集会所等で屋内退避を行う。一時集合場所や集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- 道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

例：長浜市余呉町中河内



例：高島市マキノ町在原

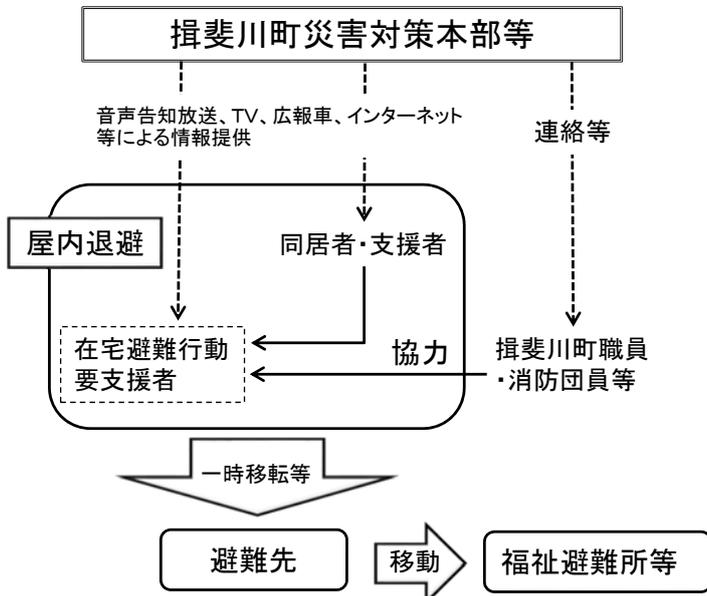


<凡例>  
 ● : 集会所 (集合予定人数)  
 ● : 一時集合場所 (集合予定人数)  
 H : ヘリポート適地等

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

# 岐阜県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、電話、音声告知放送、TV、広報車、インターネット等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、揖斐川町が準備した福祉避難所等に一時移転等を行う。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、揖斐川町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

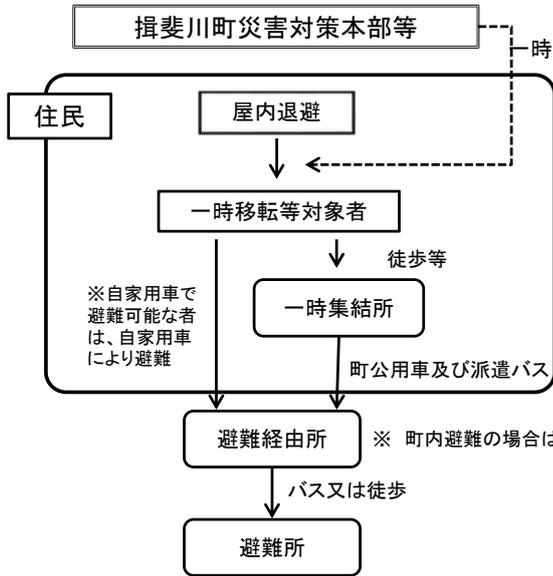


UPZ内の在宅の避難行動要支援者数

町名	UPZ内(人)
揖斐川町	7(7)

※1 ( )内は支援者あり  
 ※2 令和2年4月1日現在

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、揖斐川町災害対策本部等より、電話、音声告知放送、T V、広報車、インターネット等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 岐阜県では、一時移転は原則自家用車でを行うが、自家用車で避難できない住民は、揖斐川町災害対策本部等が準備する町公用車で行い、車両が不足する場合は岐阜県と岐阜県バス協会との緊急・救援輸送に関する協定に基づく派遣バスにより避難を行う。



### <UPZ内の避難先>

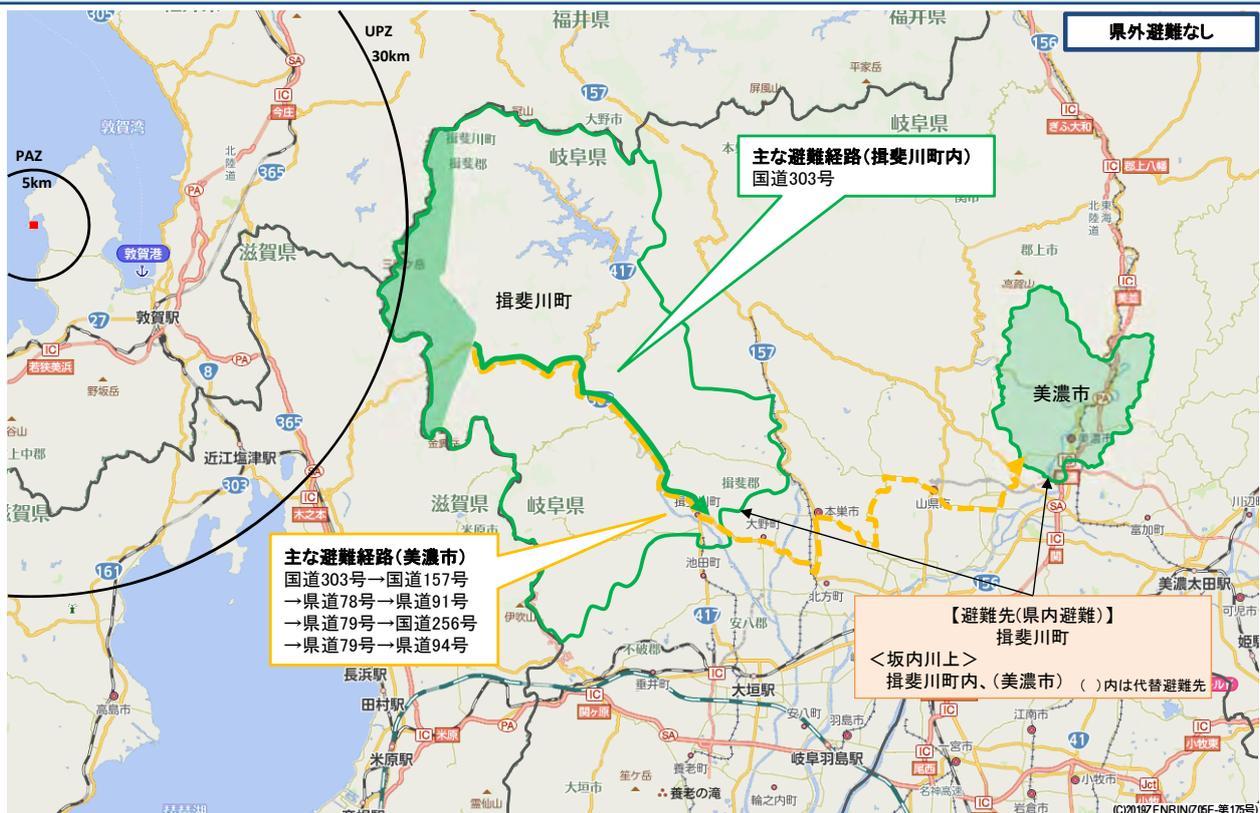
※ 令和2年4月1日時点

町名	県内避難先	県外避難先
揖斐川町 49人	揖斐川町内・(美濃市)	—

※ ( )内は代替避難先。なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、岐阜県において避難先の調整を行う。

## 揖斐川町におけるUPZ内から避難先施設までの主な経路

- あらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



# 自然災害等により孤立した場合の対応（岐阜県）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の中山間地域については、自然災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合は、空路での避難体制が整うまでは、放射線防護対策施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

中山間地域 坂内川上地区

UPZ

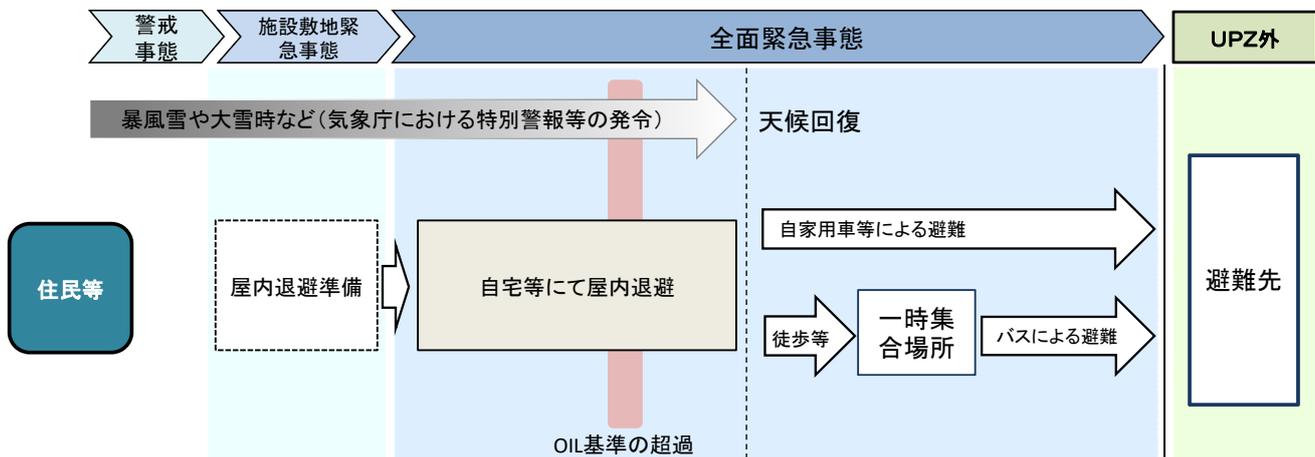


※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

# 暴風雪や大雪時などにおけるUPZ内の防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

< 全面緊急事態で天候が回復した場合 >



※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。